

登録橋梁基幹技能者の概要

本制度は、平成 8 年に専門工事業団体による民間資格としてスタートしましたが、平成 20 年 1 月に建設業法施行規則が改正され、基幹技能者制度は同年 4 月 1 日から「登録基幹技能者制度」として位置付けられました。(旧：橋梁基幹技能者制度から平成 24 年度末までに、「特別講習」受講により、登録制度に移行)

同日以降に国土交通大臣に登録した機関が実施する登録基幹技能者講習修了者は、平成 21 年度から国土交通省による経営事項審査で加点評価されます。

当協会は国土交通大臣登録機関 2 号として登録を行い、同制度による基幹技能者「登録橋梁基幹技能者」として講習会を実施し、修了証の交付を行っています。

登録橋梁基幹技能者には、「鋼構造物工事業」「とび・土工工事業」の 2 種類があり、各々 10 年以上の実務経験年数と職長経験 3 年以上および所定の講習修了を必要とします。

登録橋梁基幹技能者講習を修了した者は、許可を受けようとする建設業の種類に応じ、建設業法の「主任技術者の要件を満たすもの」として認められました(建設業法施行規則第 7 条の 3 の改正)平成 30 年 4 月 1 日施行

また、建設キャリアアップシステム(以下、CCUS)における最高位の証であるゴールドカード付与認定条件の一つとなっております。

1. 登録橋梁基幹技能者とは

国土交通大臣が登録した(一社)日本橋梁建設協会の資格認定を受けた「登録橋梁基幹技能者」で、橋梁建設工事の現場において、**熟達した作業能力と豊富な知識**を持つとともに、職場をまとめ、効率的に作業を進めるための**マネジメント能力に優れた技能者**で、いわば、現場の要といえる存在です。

- ①現場の状況に応じた施工方法等の提案、調整等
- ②現場の作業を効率的に行うための技能者の適切な配置、作業方法、作業手順の構成
- ③前工程・後工程に配慮した他の登録基幹技能者や職長との連絡・調整
- ④元請技術者との打合せ・報告

2. 登録橋梁基幹技能者に認定されると

- ・建設業法第 27 条の 23 第 3 項 経営審査事項の項目及び基準を定める件(国土交通省告示第 85 号基幹技能者関係)による技術職員として一業種 3 点の加点となります。
- ・2018 年 4 月より建設業法の「主任技術者の要件を満たす者」と認められることになりました。
- ・CCUS における最高位の証であるレベル 4(ゴールドカード)認定対象者となります。
(CCUS の詳細については、カード発行元の(一財)建設業振興基金HP参照の事)